

## 日本文化政策学会・学会奨励賞規程

第1条（名称と趣旨） 日本文化政策学会は、会員の研究活動を奨励し顕彰するとともに、学会を通じた研究活動をさらに活性化するために、「日本文化政策学会・学会奨励賞」を設ける。

第2条（対象） 前条の目的のために、以下の条件を満たす論文・著書を審査の対象とする。

- (1) 学会奨励賞は、日本文化政策学会の目的に合致する、会員の優れた著書、または論文（学位論文や、学会誌『文化政策研究』への投稿論文を含む）を主たる受賞対象とする。学位論文の場合、博士論文を原則とし、学位論文をもとにした刊行物も対象に加える。当該年内（1月1日から12月31日）に『文化政策研究』に掲載された論文も対象とする。受賞候補者が選考時点で非会員である場合には、入会を条件として授与することができる。
- (2) 学会奨励賞の対象となるのは、論文の執筆時において大学院生、または大学院修了後（退学後）10年未満の者（なお、産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などの期間は、10年の期間には含まない）、またはこれらと同等と認められる者の論文・著書とする。
- (3) 選考の対象となる論文・著書は、前項(2)で定める受賞資格者が出版した単著論文・著書とする。ただし、共著書・共著論文であって、共著者全員が前項(2)で定める資格を満たしている場合や、共著書のなかの単独執筆章については、選考対象に含めることができる。

第3条（応募方法）

- (1) 本学会の会員であり、論文の著者が、応募の時点で年会費の滞納がない者が応募できる。
- (2) 自薦の場合は、公刊年の翌年1月中に、研究成果報告と論文2部（コピーでも可）を学会事務局に提出する。
- (3) 他薦の場合は、推薦する会員の氏名と、論文のタイトル、公刊年、発行所、推薦理由を記した書類を公刊年の翌年1月中に学会事務局に提出する。

第4条（審査委員会） 理事会は、奨励賞を選考するための審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会は、5名以内の日本文化政策学会会員から構成される。審査委員の任期は当該年内（1月1日から12月31日）とし、5名のうち2名は、当該年度の『文化政策研究』編集委員を任命することとする。

- (2) 審査委員は、審査委員長を互選する。
- (3) 審査委員会は、自薦・他薦のあった論文、ならびに『文化政策研究』に掲載された論文について、審査を行い、結果を理事会に報告する。
- (4) 審査の期間は、応募終了から6ヶ月を超えてはならない。

第5条（顕彰）学会奨励賞の受賞者には、会長名による賞状を贈呈し、受賞記念講演会を開催する。